

かながわ障害者支援事業者ネットワーク 規約

制定 平成16年 月 日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、かながわ障害者支援事業者ネットワーク（以下「本会」という。）とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を川崎市多摩区登戸2981番地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、障害者支援の社会的意義を認識し支援事業者の団結と相互協力により、より良いサービスの向上・提供に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成の為に、次の事業を行う。

- 1、 障害者支援事業者の資質の向上と合理的運営を推進する為の調査、研究。
- 2、 障害者支援事業者の健全なる発展方策の研究、立案並びに実施。
- 3、 障害者支援事業に関する知識の啓発、資料の頒布、及び、連絡協調。
- 4、 行政、障害者関係団体との連絡調整。
- 5、 ヘルパー、コーディネーターのスキルアップの為の講習、研修会の開催。
- 6、 その他目的を達成する為に必要な事業。

第2章 会員の資格

(会員の資格)

- 第5条 本会の会員は、障害者居宅介護支援事業者として認可を受け、川崎市の区域内に本社、又は営業所を設けて個人又は法人で本会の目的に賛同し入会した者をもって会員とする。
- 2 その他会長が必要と認め、理事会の承認を得た事業所。

(入会)

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、入会の申込書及び、2人以上の会員(内1名は理事)の推薦書、並びに必要な書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第7条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 2、 納入した会費は、返還しないものとする。

(退会)

- 第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 2、 会員が次の各号にいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 会員が居宅支援事業者として、その認可を失ったとき。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の4分の3以上の同意により、当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- 2、 前項1号の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員、顧問相談役

(役員の種類及び選任)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 理 事 若干名 (会長、副会長含む)
 - (4) 監 事 2 名
- 2、 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3、 会長は理事の互選によりこれを定める。
 - 4、 副会長は、理事会の承認を得て会長が指名する。
 - 5、 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2、 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3、 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4、 監事は、本会の会計及び業務の状況を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし補欠役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

- 2、 役員は、再任されることができる。
- 3、 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員の仕事)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- 2、 第9条第2項の規定は、全項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「前項第1号」とあるのは「前項」と「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問及び相談役)

第14条 本会に、理事会の議決を経て顧問及び相談役を若干名置くことができる。

第4章 総会及び理事会

(総会)

第15条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2、 定時総会は、毎事業年度終了後60日以内に会長が招集する。
- 3、 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

(総会招集の手続き)

第16条 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時場所を示して、開会日の少なくとも5日前までに文書を持って通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数及び議決)

第18条 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2、 総会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第19条 総会においては別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (ア)事業報告、収支計算書、財産目録及び貸借対照表。
- (イ)事業計画及び収支予算。
- (ウ)その他理事会において必要と認めた事項。

(総会の表決権)

第20条 総会における会員の表決権は、各社1個とする。

- 2、 会員は、総会における表決権の行使を他の会員に委任して行うことができる。この場合代理権を行使する会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 2 1 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の招集)

第 2 2 条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

2、 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 2 3 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第 2 4 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第 2 5 条 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(監事の理事会への出席)

第 2 6 条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議事録)

第 2 7 条 理事会の議事録については、第 2 1 条の規定を準用する。この場合において同条中「総会」とあるのは「理事会」と「会員」とあるのを「理事」と読み替えるものとする。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 2 8 条 本会が行う事業の円滑な運営を期すため、委員会を設置する。
2、 委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 2 9 条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入

(事業年度)

第 3 0 条 本会の事業年度は、毎年 月 1 日より始まり、翌年 月 日、に終わる。

第 7 章 雑 則

(規約の改正)

第 3 1 条 この規約は総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ変更することができない。

(委任)

第 3 2 条 この規約の執行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。